

平成27 第2回寝屋川市男女共同参画審議会

日時：平成28年2月25日

開会 午後 2時 00分

○事務局 それでは、ただいまから平成27年度第2回寝屋川市男女共同参画審議会を開催させていただきます。

本日の審議会につきましては、13名中、11名の御出席をいただいておりますので、本市男女共同参画審議会規則第5条第2項の規定によりまして、当審議会は成立していることを報告させていただきます。

本日、傍聴の申請が3名おられるということでございますので、委員長にお諮りのほうをよろしくお願いいたします。

○委員長 皆様よろしいでしょうか。

それではどうぞお入りください。

○事務局 それでは、こらからの議事進行につきましては、男女共同参画審議会規則第5条第1項の規定により、委員長をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

○委員長 それでは、次第にそって進行していきたいと思えます。

次第3、第4期寝屋川男女共同参画プランの進捗状況についてです。まず初めに、お手元の第4期寝屋川男女共同参画プラン推進状況について、事務局のほうから御説明をお願いします。

[事務局より説明]

○委員長 ありがとうございます。ただいまの説明について、まず確認させていただきたいところが、今、見させていただいた男女共同参画推進にかかる26年度実績と27年度計画についてですが、進捗状況をこの審議会で確認するねらいを教えてくださいませんか。

○事務局　本日、進捗状況を26年度実績と、27年度計画ということで、お示しさせていただきましたのは、第1回目でプランの説明をさせていただいた際に、原課として、どのように進捗状況を確認しているのかという委員の皆様からのお声がありましたので、2回目に取りまとめてこういう形で御報告をさせていただきました。

26年度実績といたしまして、取り組んだ主な内容につきまして、御説明させていただきました。

○委員長　わかりました。皆様何か御質問、御意見ございませんか。

では、私からよろしいでしょうか。この進捗状況の計画の表のつくり、表の数字の出し方そのものに、違和感がありまして、例えば今見させていただいた中では大体決算額が下がっているようにみえますが、下がった理由を書く欄があってしかるべきではないかと思いました。数字だけ並べるのではなく、評価の欄のようなものを入れた方が、良いのではないのでしょうか。また、このつくり方のことで、見ていてとてもわかりづらいと感じました。減額や増額をした理由が書かれていないことや、参加人数が書いてあるところと、そうでないところがある点についても、もう少し細かく作っていただけたらと思います。

私からは以上ですので、皆さんもしあれば、どうぞ、お願いいたします。

○事務局　今、委員長のお話にもありましたように、統一性の取れてないところも若干あるということですので、今後統一性を図っていきたいと思います。

○委員長　ありがとうございます。それではどうぞ。

○委員　全体を見たわけではありませんが、事務局からの御説明の中で、就職困難者を対象とした就労支援、就労相談のところで、対象者の就職困難者というのは、こういった方でしょうか。

○事務局　就職されたい方という以外に、特に条件があるわけではございま

せん。今現在、寝屋川市駅前の産業振興センターの1階に、就労支援センターがございます。そちらで就労希望者にあっせん的なことを行っております。その中で、就労希望者への情報提供と、週2回ハローワークOBの方が相談員として相談を行っております。

○委員　そうすると、特に非常に就職が困難な方が対象ということではないのですね。

○事務局　先ほども申し上げましたとおり、ございません。ただ、これとは別に、例えば生活保護を受けている方であれば、総合センターの福祉部がございますので、そちらで相談を行っております。ここで御紹介させていただきましたのは、極めて就職が困難な方を対象にしているということではなく、一定その窓口として、週2回開設をしておる相談でございます。

○委員　これは、ハローワークではなく、寝屋川市独自でやっている就職支援の窓口ですか。

○事務局　そのとおりでございます。ただし、相談員につきましては、ハローワークOBの方をお願いしております。

○委員　カウンセリングのようなことをされているのですか。

○事務局　カウンセリングにつきましては、ふらっとねやがわでさせていただいております。

○委員　要するに、ピンポイントで就職が困難な人を特定しているわけではないということですね。

○事務局　そのとおりでございます。

○委員　先ほど、要保護児童対策のご説明もありましたが、ここでいう要保護児童というのは、ある一定の要件にあてはまる子供のことを指しますか。また、どのような対策をしておられるのでしょうか。

寝屋川事件がありましたので、気になりました。

○事務局 事件があって発足したわけではございません。それ以前から、協議会がございます。それにつきましては、児童虐待などの事案を学識経験者や専門の方が委員として、検討会議や研修会をこの協議会の場で行っております。

○委員 それは、いわゆる児童、赤ちゃんも含むのですか。

○事務局 はい、含んでおります。

○委員 高校生や、中学校を卒業したあと高校や仕事に行っていない子も含まれますか。

○事務局 要保護になっておりますので、対象者とすればそういった方も含みます。

○委員 18歳までの子供ということですね。ありがとうございました。

また、もう一度資料を見させていただきます。

○委員長 お願いします。

○委員 先ほどの予算額の推移に関してですが、徐々に減ったり増えたりはある程度理解できますが、例えば、ある年度だけ突出して高いとかはやはり、ぜひ説明をつけていただきたいと思いました。それから、過年度の予算、決算が分かっているので、できればその実数が出ているようなもので、例えば、相談件数の総数などに関しては、実績の推移も見たほうが、分かりよいと思います。今年度2,300件相談がありましたと言ったときに、例えば、去年に比べてすごく増えていれば、浸透しているんだな、機能しているんだなということが分かりますし、なかなかその推移というものが見えにくい部分があると思いますので、特に数値で実績が示せるところは、年度ごとの推移のようなものがあると、今年度の実績を評価しやすいのではないかと感じました。

○事務局 経年、数値で表記できるものにつきましては、統一性を図りなが

ら進めていきたいと考えております。

○委員長　どうぞ、お願いします。

○委員　審議会における女性委員の登用比率の件ですが、この審議会も含むということですか。

○事務局　はい、そうです。

○委員　審議会は全体でいくつありますか。

○事務局　二十審議会はあったかと思えます。

○委員　この審議会等というのは、審議会という名称にかかわらず、委員会でも、寝屋川市役所の中や、ふらっとねやがわで、こういう形で集まる会というイメージでよろしいですか。

○事務局　ふらっとねやがわの連絡会は、含まれておりません。一定その位置づけというものがございまして、それに位置づけされているものを等ということとさせていただきます。

○委員　審議会規則がついている会ということですか。

○事務局　審議会とは、審議会の名称が定められておりまして、その定められた審議会等につきましての、規則がございます。

○委員　登用比率の平均値についてですが、全体での平均値を出すより、二十審議会くらいであれば、それぞれの審議会の登用比率を出した方が良いのではないのでしょうか。実際には、我々のこの会議は女性比率がすごく高くて50%ぐらいあると思います。それでも、全体の平均値が20数%ということは、恐らく10%ぐらいの審議会があるのかもしれませんが。では、どうしてその分野では登用比率が低いのかということ算出することが望ましく、すべての審議会で最低25%という目標にするならば、平均値を出すのはあまり意味がないように思います。

平均値にすれば、我が市の審議会等では4分の1は女性を登用しております。しかし、実際のところ、例えば、防災関係や建設関係になると、女性がなかなか入りこめないようなところがあるというのであれば、底上げというのが必要ではないでしょうか。

○事務局 それは、団体から委員を推薦する場合に、決まった役職の方がなるといふことが多く、委員会によってはそういう決まりがあるところもあるので、女性の登用比率が上がらないと聞いております。

○委員 そこでくじけてほしくないというのがあって、我が市は何とか全ての審議会に、25%女性の登用をしたいということで、ぜひ精鋭の女性を送り込んでくださいと言うくらいの熱意が必要ではないですか。それが難しければ、例えば、もう少し公募枠をふやしてみるとか、それこそいろんな活動をしている人の中で、こちらから審議会に入ってもらおうよう働きかけてみるのも良いのではないかと思います。また、ぜひ各審議会の比率や、審議会の中身についても知りたいと思います。今日、寝屋川市の審議会に来るとき、夫に、税金の無駄遣いにならないようにと言われました。確かにいろんな各部署、各審議会があって、いろんなところの団体に声をかけて、何とかそのメンバー構成の調整をしていかなければならないという寝屋川市の努力もよく分かります。しかし、既存の団体ばかりに頼らずに、いろんなところに声をかけて、人材発掘することは、怠ってほしくないと思います。女性の登用比率は、まさに男女共同参画のメーンの話なので、ぜひ、審議会の数や、構成メンバー全体に対しての女性比率については、データとして集計していただきたいです。

○事務局 わかりました。

○委員長 ありがとうございました。

平均で20数%ではなく、評価するためには、それぞれの審議会でも何%な

のか、というところを出していただきたいということで、もう少し評価しやすいような見やすいデータを出していただきたいです。

○事務局　わかりました。まず、本市の審議会等につきましたの男女比率等についての一覧表につきましたは、次回お示しさせていただきたいと考えております。

また、進捗状況につきましたも、経年で示せるもの、また数字が出ているものにつきましたは、統一性を図りながら変更をしていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長　ほかに何かありますか。どうぞ、お願いします。

○委員　事務局から、この進捗状況について御説明をいただいたときに、委員長から、多岐にわたるので主な項目をとということで御説明がありましたが、このたくさんある中から、20個ほどを事務局で選ばれた際のポイントみたいなものがあれば、お教えいただければと思います。

○事務局　今回、主なものとしてあげさせていただいた理由ですけれども、平成26年度から、例えば、支援センターが数カ所増えたであるとかは、26年度の実績ですので、25年度と比べて26年度でこういうことをしましたということで、まず御報告させていただきました。

また、委員からもありましたように、審議会等の女性委員の登用率は、まさに男女共同参画のある意味、率を示すための代表的なものでもございますので、委員の皆様にも主なものとして御報告をさせていただいたということでございます。

○委員長　今の説明でよろしいでしょうか。

○委員　何か、成果があったものという理解でよろしいですか。

○事務局　成果があったものもございますし、新たな取り組みとしてさせて

いただいたものもございます。また、経年事業としてさせていただいているものも、主なものとして上げさせていただいたところがございます。

○委員長　ほかにどうぞ。お願いします。

○副委員長　3点ほど、ご質問というかお願いがあります。1点目は、これだけ大量の資料になるのであれば、ぜひとも、事前に郵送で資料をいただきたいということです。

2点目が、なぜ27年度の末の2月25日に、26年度の実績と27年度計画を聞かなければいけないのかという点です。本来であれば、27年度の間報告なるものがあるべきだと思います。それが、計画だけで、実績が全く見えないというのはなぜでしょうか。何か困っているところがあれば、審議会でいろいろアドバイスすることができますが、計画だけだと、何をやっているのか全然見えないので、そういったこともつけ加えていただきたいです。

3点目は、ざっと資料の説明以外の部分も見させていただいたところ、これがなぜ男女共同参画の事業なのかと思うものが結構ありました。例えば、地域における男女共同参画推進という項目があって、市民活動センターの実績として、市民活動振興室についての数字が上がっています。ただ、これがどういうふうに男女共同参画とかかわっているのかが分かりづらいです。ふれあいプラザ交流事業というのも、確かに来場されている方がたくさんいらっしゃるの分かります。しかし、それが、どういうふうに男女平等参画の視点に立って、市民活動をやっているのかというのは見えません。

他には、例えば広報誌で言うと（広報誌は月2回発行）、そこに男女共同参画の意識づくりということで、毎回何か男女共同参画についての視点に立って、記事を載せているような書き方をされていますが、どこに書いてあるか分からないときがあります。先ほど、20上げられたところに関しては、おそらく事

業が進んでいると思いますが、それ以外の部分に関して、事業がどのように男女共同参画の視点に立って行われているのかについて、原課のほうに問い合わせなどされたのか、お伺いできますか。

○事務局　まず、1点目は事前に資料送付の件でございますが、来年度から事前に送付させていただきたいと考えております。

2点目の、なぜ今26年度の実績と27年度計画かと言うことですが、例年8月、9月あたりに事務局のほうから各所管課のほうに照会をさせていただいて、回答があつて取りまとめをさせていただくということで、事務の遂行上どうしてもそれ以降にお示しさせていただくような形になります。本来であれば、第1回目のときにお示しすべきところだと思いますが、取りまとめのほうがなかなかスムーズにいかなかったところもありまして、本年度に限っては、この2回目でお示しさせていただいたところ です。

3点目ですけれども、一定事務局のほうからは、照会や調査、また聞き取りをさせていただいております。確かに、直接的に男女共同参画にかかわっている内容もあれば、間接的にかかわっている内容もございます。また、そうでないようなものも、なかなか男女共同参画の社会の実現に向けた取り組みとしてつながらないような内容も、幾らかありますけれども、それはあくまでも原課の取り組みとして、報告に載せております。

例えば、広報誌につきましては、特に男女共同参画に突貫した記事を毎月載せているかということであれば、そうではなくて、一定、人権文化課の男女共同参画の取り組みである、ふらっとねやがわの事業であったり、そういったさまざまな男女共同参画にかかわる啓発の事業なども載せておりますので、ここに載せているものが、男女共同参画社会に全くかけ離れているといったものではないというように、事務局としては考えております。

○委員長　　どうぞ、お願いします。

○委員　　前回、私が今までどういう実績があるのかという質問をしたので、こういった資料を作られたと思いますが、私も、男女共同参画とは何かと言われたときには、物すごく答えづらく、説明もしづらいです。また、男女共同参画プランの中にも、なかなか男女共同参画とは関係がないようなものもあると思います。では、人権文化課として、この中でどれを主体的に推し進めているのですか。例えば高齢者の問題は、別の部署がやっていると思いますので、そうではなく人権文化課が主体的に努力して、こういう成果が上がりましたという説明をしてもらうか、あるいは、やろうとしたが難しいというような説明があれば、もっとよかったかなと思います。

確かに、こんなにたくさんのグループを説明するのは、なかなか難しいと思います。その中で、人権文化課が協力してグループとしてやっているのはここ、というような説明をしてもらうほうが、よかったのではないのでしょうか。

○副委員長　　市民活動センターについて質問した理由は、以前、この市民活動センターを使おうとしたときに、市外の人がいるので使用できませんと断られたことがあるからです。一応男女共同参画推進の趣旨も説明して、私が代表で書いたにもかかわらず、全く門前払いされたことがあり、この人たちは男女共同参画についてどういうふうに考えているのかと思いました。

○事務局　　副委員長が、実際に市民活動センターに行かれたのですか。

○副委員長　　そうです。

○事務局　　市民活動センターの利用は、登録制を取っておりまして、登録していただければ、使用できるシステムです。NPO関係で言いますと、男女や子育てなどいろいろありますが、登録制の説明はさせていただいておりませんでしたか。

○副委員長 説明はありませんでした。

○事務局 通常は、登録を先にしてもらい、使用できるようになります。これは、市民会館自体が貸館業務をしておりまして、その中の4階部分に市民活動がありますが、その部屋の使用に当たっては、登録しているということが前提になります。

○副委員長 そうであれば、初めて行った団体に対して、そういった説明もなく、市外の人がいるので使用できませんというような言い方をされたのはなぜでしょうか。また、どのような団体ですかと聞かれたので、男女共同参画を推進している団体だと答えましたが、それではよくわかりませんと向こうの方はおっしゃいました。一応市民活動センターと名乗られていますが、ここは一体どういうところなのかと感じました。しかし、資料には実績として記載されているので、これは問題があるのではないかと思います、発言いたしました。

○委員 市民活動センターとふらっとねやがわは違います。市民活動センターは、市民会館のところですか。

○事務局 副委員長がおっしゃられている施設というのは、ふらっとねやがわのことですか。

○副委員長 いえ、市民会館です。

○事務局 先ほど言いましたように、指定管理者制度を導入しまして、現在はNPO法人が運営をしておりますが、市が直営のときから登録制を取っております。他市のメンバーがいたとしても、市内在住の方がいれば、もちろん登録もできますし、使用もできますので、なぜ説明を怠ったのかと思っています。

○委員長 つまり、こういう資料をつくるときには、男女共同参画というように記載されているが、実情では、末端のほうには男女共同参画の意識が浸透しておらず、実際に施設を使うことになったときも、男女共同参画と説明して

も、施設側が理解してくれないというような、そういう問題を今提起されているのですね。

○事務局　今後登録していただくということで、使用も可能だと思いますが、こちらに説明不足があったように感じます。

○委員　市民活動センターは、男女共同参画と直接関係がないということが原因かもしれません。ふらっとねやがわの場合であれば、おそらく問題はなかったかと思います。

○事務局　いえ、市民活動センターでも、21分野の中に男女共同参画推進事業は入っております。

○副委員長　市民活動センターは、全ての市民活動やいろいろなものをサポートするということですが、そのセンターの運営側に、男女共同参画が浸透しているのかについてお伺いしていて、ここに掲載されているにもかかわらず、実体がそれに伴ってないというところもあるのではないかと思います。

○事務局　私のほうから説明をさせていただきます。男女共同参画というのは、まさに全ての分野にわたることですし、市として全庁的に取り組んでいかなければならないことです。この第四期寝屋川男女共同参画プランをつくる際にも、人権文化課が窓口となり、全庁的にヒアリングや照会をかけ、このプランを作成しました。なので、進捗についても、全課に照会をかけて、またヒアリングもして、進捗状況をまとめたものですので、人権文化課が取り組んだものだけを記載するというのではないという理解をお願いいたします。

この照会につきましては、目標1からずっとありますので、1、2、3、4というふうに、抜けがないような形で照会をさせていただいて、その中で先ほど説明させていただいた、26年の新たな取り組みであるとか、または審議会

への登用率、女性職員の登用というのは男女共同参画でも、数値目標があつて肝になる場所ですので、そういう部分について、説明をさせていただいたところでは。

ただ、こちらの進捗状況の表につきましても、事務局のほうで話をしております。数値として算出出来る場所は、折れ線グラフを活用したり、もう少し詳しい分析を書くなど、今後は改善しながらやっていきたいと考えております。

○委員長 ありがとうございます。どうぞ。

○委員 私が携わった第4期の策定の際にも、今と全く同じ話が出ました。これは男女共同参画と関係があるのか、また、何をカットするのかですごくもめた記憶があります。男女共同参画ではなく高齢者や子供の問題ではないか、という指摘もありました。それを全て男女共同参画に盛り込んでしまうと大変なので、大幅にカットしたような気がします。それでも、男女共同参画というのはあらゆる場所に関わってくるので、やはりジェンダーや男女共同参画の視点で、あらゆる分野を見ていかなければならないということで、結局排除できないところもありました。

確かに、先ほど事務局がおっしゃったように、分析については、この23年度の男女共同参画プラン策定のと看から、男女共同参画の視点で分析する必要があるという話は出ておりました。そこで、広く男女共同参画に関わるものを取り上げるのであれば、やはり、その事業について男女共同参画としての評価が必要ではないかと思ひます。

各課に対して何をしてきたかという実績を報告してもらふのと同時に、男女共同参画の視点で思ふところや反省点、意識した点を報告してもらふのも良いのではないのでしょうか。おそらく、現状は各課に男女共同参画に関する事業の

アンケートをしているかと思いますが、男女共同参画についての事業をしていなければ、回答するのは大変難しいと思います。それであれば、まず、各課がこの1年取り組んだことを報告してもらい、後から男女共同参画の視点でアドバイスするようなやり方のほうが、各課の事務の手間が省けるという気がします。

男女共同参画に関する事業をされたか聞き取りをし、その結果、していないという回答も、一つの実績だと思います。無理やりこじつける必要はないと思います。

○委員長 どうぞ。

○委員 今おっしゃったことに関わることですが、中央図書館の計画で、男女共同参画の資料を収集し本展の開催を検討しますとあります。実績のところでは、残念ながら図書2万6,985点の中で、男女共同参画にかかわるものが9点、DVに関しては0点という回答が出ております。

私が気になったのは、人権文化課は、各部署に対してただ照会をしているだけで、何らかの働きかけはされておられないということなのではないでしょうか。その計画で一応予算もついていると思いますので、最終的に実績ゼロという回答がありうるというのは、そもそも計画の段階から、その部署が男女共同参画を意識していないとしか考えようのない実績ではないですか。

こういうものは、事前に何か男女共同参画に関わる事業をやっているかというアンケート結果を集めているだけなのではないでしょうか。そうであれば、今後は男女共同参画について各部署で何ができますかという照会をかけて、その回答に対して進捗状況や結果の聞き取りをしていくことが必要ではないでしょうか。

○委員長 厳しい意見が出ておりますが、今のことについてはどうでしょうか。どうぞ。

○委員　私は長年民生児童委員をしておりました。大体の高齢者の問題につきましては、社会福祉協議会や高齢介護室、包括支援センターなどあらゆる関係の人たちとの結びつきがあります。児童の問題についても、家庭児童相談所や、保健所などの関係機関と密接に関わりがあります。また、公演会や支援活動もありますので、ある程度自分も理解していると思いますが、そういう関係のものまで全てこの男女共同参画にかかわっているというのは、我々民生委員としてみましたら、みなさんあまり認識していないように感じます。児童の問題でも高齢者の問題でも、その担当機関の方ともものすごく密接なつながりで活動しておりますが、やはり、それが男女共同参画とすべて関係しているとみなさんが認識しているとは思えません。

○委員長　ありがとうございます。

○委員　しかし、女性の民生委員の先生方がこれだけ活躍しているというのは、すごく男女共同参画だと思います。

○委員　そうですね。実際に、寝屋川市の民生児童委員の数ですけれども、大体355人ほどおります。そして、男女比は大体3対1ぐらいです。女性が3で男性が1ぐらいで、圧倒的に女性が活動しております。役員のほうは、会長が9年前までは男性でした。副会長は女性が大半でしたが、9年前からは女性が会長をされており、現在3期続いております。この11月でまた一斉改正になりまして、大幅に変わると思いますので、その後は会長が男性になるか女性になるかはわかりませんが、とにかく民生委員協議会におきましては、男性だからとか女性だからという区別は全くなく、女性が多く活躍する場で、皆さん一生懸命頑張っておられます。

全体から限られた人たちがそこで一緒に仕事しているのではなく、むしろ女性のほうが、男性よりも輝いて頑張っているようにも感じます。

○委員長　ありがとうございます。会長が女性というのは、やはり大きな前進だと思います。しかし、先ほどからの意見を聞いていますと、男女共同参画プランにつきまして、やはりどのようなつくり方をしているのか疑問に思います。何でもかんでも男女共同参画とまとめて書いて、分厚くしてしまって、結局時間がかかってしまっているという部分もあるのではないかと感じました。

はい、どうぞ。

○委員　間違っているかもしれないのですが、私も審議会に参加させていただいて、この男女共同参画プランの進捗状況の御報告を受けておりますが、やはり、男女共同参画プランというのは、人権文化課だけではなく、各部署に浸透させていく必要があると思っております。その中で、進捗状況につきましては、各部署が男女共同参画プランに取り込むうえでどういったことをしているかということが今回の報告であるという認識です。ただ、1点思いますのが、先ほど少しお話が出ていた、中央図書館の男女共同参画の図書がゼロ点であったというところで、これについて、人権文化課のほうからもう少し男女共同参画にかかわるものをそろえられないかというような働きかけをしていただくことは出来ないでしょうか。そういった成果が出れば、ある程度数字として、男女共同参画プランに載せることが出来るかと思えます。

○委員長　ありがとうございます。肯定的な意見も出ましたが、実は他市でも、男女共同参画から程遠いように思う事業を含んでいることはあります。やはり、情報の集め方をどうするかということが、重要だと思います。例えば地域に居住する外国人女性への理解と支援ということが記載されていますが、中身を見てみると、男女共同参画というより、外国人との多文化共生であって、これが男女共同参画とどう関係があるのか分かりづらいです。男女共同参画に絞った内容で、もっと精査できるような形、そして評価できるような形に、今

後改正していただきたいと思います。

よろしいですか。どうぞお願いします。

○委員 私も初めてこちらに出させていただいて、本当に素朴な疑問として、どこが男女共同参画なのかすごく疑問に思うところがありました。ただ男女共同参画がすごく難しいと思うのが、例えば、産業振興室がされている、再就職を希望する女性を支援する講座等についてですが、実際ふたを開けてみると、その相談件数222件のうち男性が160件で、女性が62件となっています。この実績は、女性を支援するつもりで始めたが、現状は男性の方が多く相談されているということで、それを成果がなかったととらえるのか、それとも、女性に対してはこれだけの成果があったととらえるのか。つまり、この就職支援は、普通の就職支援と何が違うのか、どこが男女共同参画の思想が入っているのかというところが、見えません。

ただ、例えばこれを女性だけを対象とした就職相談にすれば、それは男女共同参画なのかというと、男女両方に機会を与えるという意味では、女性だけというのは問題があります。しかし、両方を同じように対象にすれば、それは男女共同参画視点が入っていないということになるので、やはり非常に男女共同参画は難しい。どういう発想、思想を元にしてやるかというところが、すごく大事な部分だと思います。先ほどから他の方がおっしゃっているように、どういうふうに情報を集めてこれをつくるかという問題以前に、各課に男女共同参画についてどういう発想を持ってもらうかがまず必要ではないかと思います。どういう考え方をベースにやるかが不明確だと、幾ら情報を集めても統一性がなく分かりづらいと思いましたので、一言つけ加えさせていただきました。

○委員長 ありがとうございます。どうぞ事務局のほうから何かありましたら、お願いします。

○事務局　まず、この進捗状況を各所管課に照会をさせていただくときには、前回と同じような内容でただ単に数値を置きかえることはせず、新たな取り組みや、男女共同参画の視点で取り組んでおられることを、必ず記載してもらうようお願いをしております。また、寝屋川市では、男女共同参画推進本部というのがございます。これは市職員で構成されておりますが、この推進本部の中でも、市職員へ研修会等々で男女共同参画についての意識啓発を図っております。

また、この推進本部において、この進捗状況の部分で、この審議会から頂いた御意見、御指摘等を御報告させていただいておりますし、また、各原課にもこういった御意見、御指摘があった旨を、御報告させていただいております。

ただ、委員の皆様から御指摘等がありましたように、一定この進捗状況につきましても、精査が必要かと考えております。

○委員長　ありがとうございます。先ほど、男女共同参画の思想というか考え方で、具体的には、再就職を希望する女性の支援をする講座や、再就職の準備講座等の実施について委員から指摘がありましたが、議論していかないといけないところだと感じました。確かに難しいところなので、今すぐ答えが出ないとは思いますが、今後の課題にしていきたいと考えております。やはり、男女共同参画社会づくりを目指す上では、そういうところをしっかりと押さえていく必要があると思います。

男女共同参画の視点でというのは、言うのは簡単ですが、実際その視点とはどういうことなのかというと、砕いて掘り下げていかないと、前に進まないのではないのでしょうか。結局、男性と女性の数字を出すというところで終わってしまうということになりかねないと思います。

それでは、今の進捗状況のところ、他になれば、次第4の固定的な性別

役割分担意識の解消に向けた取り組みについて、進めていきたいと思えます。

第1回の審議会でも説明させていただきましたが、本審議会におきましては、寝屋川市の男女共同参画づくりの方向性について審議していただく場になっております。寝屋川市では、市の現状や将来のまちづくりに対する市民の意識・ニーズを把握することを目的に、隔年ごとに、市民意識調査をしています。項目の一つに、非常に代表的な問いではありますが、「男は仕事、女は家庭」というような性別によって役割を分担する考え方に共感しますかという質問があります。こういった固定的な性別役割分担意識を解消するために、共感しない割合を向上させるための施策について審議することを、前回の会議で決定いたしました。その取り組みとして、啓発冊子の策定を考えておりますので、掲載内容等について、委員の皆様にも審議していただきたいと思えます。

それでは、事務局からの説明をよろしくお願ひします。

[事務局より説明]

○委員長 ありがとうございます。ただいま説明いただきました内容に対して何か御質問、御意見ございましたらよろしくお願ひします。

どうぞ。

○委員 アンケートの結果について質問ですが、市民意識調査の「性別によって役割を分担する考え方に共感するか」に対して、共感すると回答した割合が、寝屋川市は府内で4番目に多いということですが、例えば1位から5位までをみますと、ほかの市町村が寝屋川市と同じ程度の無回答率であるとするならば、この「どちらとも言えない」の割合が、寝屋川市は特に多いように思われるのですが、これは寝屋川市の特徴なのでしょうか。これについて、分析や評価はしておられますか。

○事務局 市民意識調査につきましては、人権文化課もしくは企画部門にお

いても、分析は行っておりません。おっしゃられますように、確かに本市の場合、「どちらでもない」という回答が非常に高い割合になっております。一方、「共感する」の回答割合については、あまり高くないので、今後もまだまだ啓発事業を行っていく必要があるという認識でございます。

また、市によっては、「どちらともいえない」という選択項目がない場合があります、「共感する」「少し共感する」「無回答」の合計で100%というところもございますので、一概には、これだけで判断できないところはあります。

しかし、本市の場合、「どちらとも言えない」という回答が一定数おりますので、ますます意識啓発については重要であると認識しております。

○委員長　ありがとうございます。ほかに御質問はございますか。

○委員　事務局の御説明であった啓発冊子のプランですが、これはパンフレットか何かを作成して、各保育園、幼稚園、小学校、中学校の生徒に配るということですか。これは、誰を対象に、どういった目的で作成されるのでしょうか。また、授業等で使用されることを想定しておられますか。

○事務局　教師や保護者の方を対象としております。また、小さい子どもですと、なかなか男女共同参画社会について飲み込めない部分もあるかと思っておりますので、授業等は想定しておりません。配架は、各小中幼稚園、保育所を考えております。

○委員　全員配付ではなく、自由にお取りいただく形にされるのですか。

○事務局　そのように想定しております。

○委員　冊子より、リーフレットの方が良いのではないのでしょうか。恐らく、冊子は中身をじっくり読んでいただくのがなかなか難しいように思います。また、読んでいただくためには、インパクトが必要だと思います。男女共同参画に興味がある人は、おそらく、こういった冊子やリーフレットに載っている内

容については、既にご存知だと思いますので、作るのであれば、あまり興味のない人たちの目を惹くような内容や見た目を重視する必要があるのではないのでしょうか。

漫画を載せるのも良いと思います。

○委員長　あるいは、クイズ形式にするのもいいかもしれません。

○委員　男女共同参画社会の必要性をどう表現するのが難しいと思います。

○委員長　まず、この啓発冊子もしくはリーフレットを配布するという事について、そもそもの経緯を教えてくださいませんか。

○事務局　まず、現在本市では、教育委員会のほうでも男女共同参画意識ということで、さまざまな事業について取り組んでいるところでございます。ただ、我々男女共同参画を担う担当課といたしまして、割と早い時期から男は、男の子は、女は、女の子は、というような、そういう意識的なところを解消することが、一つの施策として意味があるのではないかと考えております。

例えば、保育所の先生、もしくは小さなお子様を持つ保護者の方が、男の子だからとか、女の子だからとか、そういった表現を使って子供に話をしたりといったことも見受けられます。そういったところから今回、市内小中、幼稚園、保育所などを対象として配付させていただければと、事務局としては考えております。

また構成につきましては、委員のほうからもございましたように、インパクトのある漫画仕立てであるとか、4コマ仕立てであるとか、そういった小中学校の児童生徒でも見ていただけるような構成にしていけないということも、事務局としては認識しているところでございます。

○委員長　ありがとうございます。では、啓発冊子、あるいはリーフレットを作成するに至った経緯を事務局から御説明していただきましたが、その上で、

啓発冊子が必要かどうかということについては、どうでしょうか。

○委員　　ないよりはある方が良いと思います。

○委員　　何もしないよりは、やはり、啓発のツールとして必要だと思います。

○委員　　早い段階からおっしゃっていましたが、これはまず保護者の方に見てもらうために配架されるのではないのですか。それとも、子供たちも一緒に、早い段階で一緒に勉強してほしいということでしょうか。

○事務局　　まずは、先生、また保護者に見ていただくことと想定しております。幼稚園児、保育園児では、男の子、女の子という話を理解してもらうのも、なかなか難しいところがあると思います。

○委員長　　どうぞ、お願いします。

○委員　　小学生や中学生は、本人たちに理解してもらうということですか。

○事務局　　そのとおりでございます。小学生・中学生でも、ぱっと見てわかるような内容にできればと考えております。例えば、自己診断のページについては、常日ごろ親子で、もしくは夫婦で、「男の子だったら黒、女の子だったらピンク」のような会話をしていませんか、というようなチェックをいくつかしていただいて、ジェンダー意識の解消に何か繋げていけたらと考えております。

○委員　　年齢に合わせて、数種類つくるのですか。

○事務局　　いえ、今のところ1種類と考えております。

○委員　　それでは、小さい子どもでも理解できるような構成にするということですか。

○事務局　　今、事務局として考えておりますのは、あくまでも教師や保護者向けです。子どもとなりますと、漢字や振り仮名の表記等もありますので、やはり、対象を曖昧にしておくよりは、大人向けとはっきり決めておいたほうが

いいかと思っております。もともと教育委員会でも教師の方にそういった啓発等はやっておられますが、男女共同参画を担う事務局として、やはり教育委員会にも、もう少し強く働きかけていく必要があるとの考えからです。

○委員長 はい、どうぞ。

○委員 わかりました。まず、手にとってもらわないと、中身まで読んでいただけないので、やはり最初のインパクトがすごく大事だと思います。「男は仕事、女は家庭」のように、日ごろ皆さんが感じている内容を問題提起した見出しなどが必要だと思います。「男女共同参画」という言葉を見出しにしまうと、やはりなじみがない方には、言葉自体がすごく難しいという印象になるので、そういったところも意識して構成を考えていただきたいです。

○委員長 ありがとうございます。では、お願いします。

○委員 私は現在、ちょうど某自治体で幼稚園、保育園にお子さんを通わせている保護者の方に対する大規模な意識調査を行ったところで、今はその結果をまとめています。子育てに関して、自分がどんなふうに関わればいいのかというのを悩まれている保護者の方が結構多いです。自分の発言が、子どもの将来の価値観になってしまうのではないかと、また、どういうふうに言えばいいのかなど、すごく悩んでおられる方が多いので、意識調査の結果を踏まえて、子育て応援パンフレット、リーフレットのようなものを作成しようと計画しております。そこで、例えば、男女共同参画のパンフレットという形ではなくて、ほかの事業とコラボレーションして、子育てガイド等の中にさりげなく入れるほうが、広く読んでもらえるのではないかと考えております。男女共同参画で一括りに考えるのではなく、いろんなところとコラボレーションすれば、いろんな方に読んでもらえるのではないかと思います。

○委員長 ありがとうございます。手にとって読んでもらうことについて、

非常に具体的な御意見をいただきましたと思います。子育て応援リーフレットのよ
うな、そういう見出しで、男女共同参画を前面に出さないというのも、一つの
いいアイデアだと思います。

ほかにどうぞ。お願いします。

○委員 やはり、私も小さい子どもが3人いますが、まず手に取らない可能
性が高いと思います。

また、手にとっていただいたとしても、教師や保護者が、子どもたちに説明
する際に説明しやすい内容にする必要があると思います。

例えば、自己診断を最初のページにして、イエス、ノーで回答して行って分
類した結果を、子どもと一緒にいろいろ言い合うのも男女共同参画について考
えるきっかけになるかと思いますので、そういった冊子にさせていただきたいで
す。もちろん、漫画もとてもいいと思います。

○委員長 事務局から何かあればどうぞ。

○事務局 構成につきましては、何を最初のページに持ってくるかなど、い
ろいろ創意工夫をしながら、ぱっと手にとって1ページ目から最終ページまで
さらっとでも、じっくりとでも読んでいただけるような構成にと、事務局とし
ては考えております。

○委員長 では、どうぞお願いします。

○委員 まず、男は外で、女は家で家庭を守りましょう、は今の時代には合
っていないような気がします。私たちが現役の時はそのようでしたが、今の世代は
共働きが多く、片方の稼ぎだけでは生活するのが難しい世の中のように感しま
す。

男性と女性が協働していかなければ、生活そのものが成り立たなくなってし
まいますので、男は外で働き、女は家にいる、というより、共働きをいかにう

まくやっていくかが大事だと思います。

次に、老人についてですが、現代では、老人の男女が一緒に暮らす老老介護が問題になっていると思います。お互いが助け合って生きていけないといけな
いわけです。老人の男女共同で暮らす夫婦や共働きで働く夫婦が多いことをふ
まえ、そういった視点も入れた新たなテーマを考えるのもいいかもしれません。

もちろん、共働きのところでも昔の意識を引きずっている男性や女性もいる
かもしれませんが、やはり現代の視点で考えると、共働きの中での共同につい
てなども興味をひくのではないのでしょうか。

○事務局 昨年12月に出了た第4次男女共同参画基本計画は、確かにほ
ぼ男性の視点に立った計画になっております。このリーフレットに關しまして
も、そういった男性の視点にも触れていけないと考へておりますの
で、それらを踏まえ、構成を考へていきたいと考へております。

○委員長 ただ、今の御意見は男性の視点というより、現代の経済的に共働
きせざるを得ない現実があつて、そういう時代背景をもつて見て構成を考へる
べきという意見だと思います。

○委員 私も、男女共同参画社会の位置づけが随分変わつてきているのを、
すごく感じています。

○委員長 そういう経済背景を押さえた内容が必要という、御指摘ではない
でしょうか。

○委員 つまり、かつてはどちらかというとき自己実現的な、女だつて家にな
んて閉じこもらずに外で働きたいという思いが多聞にあつたと思います。しか
し、今の意識調査で、男は仕事、女は家庭、に共感する女性というのは、既に
働いており、もう働きたくないという気持ちがあるのではないかと感じました。

それならば、女は仕事と家庭の両方を求められていることに対する問題提

起の方が、みなさんの目にとまるのではないのでしょうか。

例えば、学校の教師や、幼稚園生や小学生の子どもがいる、保護者の感覚であれば、男女共同参画社会なんて言っていないのが現実で、普段働いて、家事や育児もして、それなのに、今度は仕事責任まで女性に押しつけられつつある、この世の中に対しての不満を持っている女性は、おそらくたくさんいると思います。家庭責任の分担がなぜ出来ないのか、あるいは、なぜ男性がこれだけ長時間労働しないといけないのかという問題には、根本的に、労働問題や労働施策がかかわってきます。そういった問題をしっかり理解したうえで、子どもに同じ苦勞をさせないためにどうするかなどを、考えてもらえるような内容になればいいと思います。

○委員長　この啓発冊子あるいはリーフレットにつきましては、相当な時間をかけて構成を練る必要があるのではないのでしょうか。男は仕事、女は家事育児を選べるものなら選びたい、そういう現実がもう既にあると思います。そういった仕事と家事で疲れ切った女性の心に、ずっと入ってくるような啓発冊子もしくはリーフレットを作成していただきたいです。

また、完成までの見通しも必要かと思いますが、どうでしょうか。

○事務局　このリーフレットのテーマにつきまして、確かに今この時代背景にそった男女共同参画社会とは違うと思います。

現代のそういった時代背景にあった内容を載せていくことが、現実味もあり、いいものになるというのは事務局としても認識しておりますので、掲載内容につきましては、創意工夫をしながら考えていきたいと思っております。

○委員長　これは、いつ完成する予定でしょうか。それまでに審議会が開かれるかどうかなど教えてください。

○事務局　来年については、今までは2回開催させていただいておりました

審議会を、4回開催させていただく予定にしております。

前半の2回については、通常のもので、その中で、この啓発冊子もしくはリーフレットにつきまして、もう少し皆さんから御意見をいただいて作成していければと考えております。

後の2回については、第4期寝屋川プランの改定や、女性活躍セッションの関係につきまして、審議をしていただきたいと考えております。

○委員長 わかりました。啓発冊子については、次回に幾つかの案をお持ちいただくということによろしいでしょうか。

○事務局 はい。事務局から、御提示をさせていただきたいと考えております。

○委員長 わかりました。ありがとうございます。

どうぞ、お願いします。

○副委員長 学校向けにということですが、教育委員会と連携というのは、どの程度なされているのでしょうか。また、同じようなものが教育委員会と人権文化課から、二つ出回るようなことのないようにしていただきたいと思います。

また、読んだ人がエンパワーメントされるような形の書き方、日ごろ抱えている不満や不安を、少しでも解消されるような、自分一人だけがそういうふうと考えていたわけではないと思えるようなパンフレットができれば、非常にいいと思いますので、よろしく願いいたします。

○事務局 わかりました。教育委員会が取り組んでいる事業と重複しないような形のものを、検討し、作成していきたいと考えております。

○委員長 時間が差し迫ってまいりましたので、次第5に進みます。

○事務局 先ほどの補足説明になりますが、冊子の作り方について、皆さ

んから漫画という案を出していただきましたが、他にも皆さんから意見を聴取させていただいたうえで、次回の審議会でご紹介させていただきまして、それを元に審議していただきたいと思いますので、また、御連絡させていただきます。

よろしく申し上げます。

○委員長 わかりました。ありがとうございます。

それでは、次第5のその他ということで、事務局から何かございますか。

○事務局 先ほど少し申し上げましたが、来年度の審議会の開催につきまして、今までは2回の開催ということでございましたが、28年度からは4回の開催ということでさせていただきたいと思います。

なぜ4回になったのかという説明ですが、27年の8月に女性の活躍推進法が成立いたしまして、その中で女性の就業生活における活躍についての推進計画の策定が、努力義務となりました。女性職業生活における活躍の推進計画は、最も緊要な課題であり、本市といたしましてもできるだけ早い時期に作成することが望ましいと考えております。この推進計画については、男女共同参画基本計画に盛り込むことも可能であることから、本市といたしましては、第4期寝屋川男女共同参画プランの改訂版として策定していくことを考えており、平成29年度の策定を目指しております。このために、平成28年度の審議会につきましては、通常2回の開催に加えまして、男女共同参画プランの改定に向けた審議として2回、計4回の審議を開催したいと考えております。また皆さん、御協力のほうよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○委員長 それでは、来年度の審議会の日程の確認をさせていただきたいと思ひます。お手元の日程調整表について、事務局から説明をお願いします。

○事務局　審議会の開催についてですが、事務局の案としましては、来年度の5月、8月、11月、来年の2月と、この4回を予定させていただいております。開催日につきましては、お手元のほうに配付させていただいております日程調整表のとおりでございますので、日程の調整をお願いいたします。来年の2月までなかなか予定が立たないということもあるかと思いますが、できるだけ、2月中に事務局のほうに報告をいただきますよう、お願いいたします。

○委員長　委員のほうから何かございますか。

なければ、本日の会議はこれをもちまして、閉会とします。皆様どうもありがとうございました。

閉会　午後　4時　08分